



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第908号 令和8年1月27日発行

目 次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
5 1		令和7年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
5 2		漁船損害等補償法の規定による同意があつたと認めた件	漁業管理調整課
5 3		漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
5 4		土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
5 5		道路の区域を変更する件	高規格道路課
5 6		道路の供用を開始する件	同
5 7		土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
5 8		土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
5 9		土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
6 0		土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同

徳島県告示第五十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四条、第一百十七条第一項及び第一百十八条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募 集 期 限	試 驗 期 日	試 驗 種 目
第七回	令和八年一月十七日（火曜日）又は十八日（水曜日）のいずれか一日 （火曜日）まで	令和八年一月十七日（火曜日）又は十八日（水曜日）のいずれか一日 （木曜日）	筆記試験及び適性検査
	令和八年一月二十一日（土曜日）	口述試験及び身体検査	

備考

1 筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育

- 法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの
- 1 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者
 - 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

の団体を結成し、又はこれに加入した者

四
採用予定月

令和八年三月又は四月

五
志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百一十二条の二第一項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

加入区名

西由岐加入区 東由岐加入区

徳島県知事 後藤田 正純

徳島県告示第五十三号

令和四年一月二十七日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和八年一月二十六日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

加入区名

西由岐加入区 東由岐加入区

徳島県知事 後藤田 正純

徳島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事	後藤田正純
海部郡牟岐町	
牟岐土地改良区	
令和八年一月六日	

徳島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年一月二十七日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	区間
同	先	三好市東祖谷櫻尾六九三番四地	新旧の別
新	旧	五・四・七・三	敷地の幅員 (メートル)
五・四・九・八	一六・六	一六・六	延長 (メートル)

徳島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年一月二十七日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三九号 番四地先 三好市東祖谷櫻尾六九三	一六・六		令和八年一月二十七日

徳島県告示第五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
阿南市	東	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五十八号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
阿南市 東	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県国土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿南市	東	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六十号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿南市 東	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局阿南庁舎に備え置いて縦覧に供する。）